

堺市立共同浴場「布袋温泉」について（施設概要）

1. 施設概要

設置目的	堺市立共同浴場条例 第1条 住民の保健衛生の向上及び生活環境の改善を図るため、堺市立共同浴場を設置する。 ※条例に定める施設の設置目的に加え、住民の交流の場、憩いの場として広範な市民の利用を通じて、人権問題の解決に資する機能を有した施設として運営されている。		
設置年月	昭和 46（1971）年 12 月	築年数	築 53 年 <令和 6 年>
所在地	堺区協和町 2 丁 61-10	構 造	鉄筋コンクリート造 平屋建
営業時間	午後 3 時から午後 11 時	定休日	毎週金曜日 及び 1 月 1 日
施設規模	敷地面積 1384.23 m ² 、延床面積 795.17 m ² 浴室（男）（女） 各 121 m ² 、浴槽容量（男）（女） 各 11.894t		
利用料金	大人（12 歳以上）250 円 、小人（12 歳未満）60 円		

2. 歴史的経過

明治 36（1903）年	部落改善運動の中で、村人の共同出資により「泉北郡舩松村南方共有浴場 布袋湯」が建設される。（布袋温泉の起こり、現浴場と別場所に立地）
昭和 27（1952）年	新しく「（耳原）布袋湯」が改築される。（町民らによる銭湯評議会が経営）
昭和 46（1971）年	同和対策事業の生活環境改善計画の一環として、市直営の堺市立共同浴場「布袋温泉」が建設される。同時期に「（耳原）布袋湯」は廃止となる。
平成 9（1997）年	「布袋温泉」大規模改修を実施。
平成 13（2001）年	堺市同和地域振興協会（現指定管理者である堺市就労支援協会の前身）へ管理運営を随契委託する。
平成 18（2006）年	指定管理者制度を導入し、堺市就労支援協会を指定する。 （平成 27 年度まで非公募選定）
平成 28（2016）年	平成 28 年度～令和 2 年度の指定管理者に堺市就労支援協会を指定する。
令和 3（2021）年	令和 3 年度～令和 6 年度の指定管理者に堺市就労支援協会を指定する。

3. 指定管理者の主な業務

施設運営に関する業務（入浴事業、利用料金の収受業務、利用者からの意見聴取、苦情対応など）
施設等の維持管理に関する業務（施設・設備・備品等の維持管理、保守点検業務など）

4. 利用状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	82,871 人	80,748 人	89,631 人
営業日数	311 日	305 日	310 日
1 日あたり	266 人/日	270 人/日	289 人/日

堺市立共同浴場「布袋温泉」について（施設概要）

5. 収支の状況

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
収 入		62,758,306	62,704,450	65,593,630
	利用料金	20,449,220	20,294,820	21,945,920
	指定管理料	41,905,000	41,788,614	42,010,000
	その他	404,086	621,016	1,637,710
支 出		60,039,955	59,219,399	59,334,259
	人件費	30,171,885	24,711,375	26,653,711
	管理費	29,868,070	34,508,024	32,680,548

令和 6 年度指定管理料 42,035,000 円